

沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託仕様書

1 業務の名称

沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託

2 業務の目的

沼田横塚産業団地への企業誘致を促進するため、効果的なプロモーションを展開し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。本業務は2年目の実施となり、産業団地の本格的な売り込みを行う最終年度として位置付けられる。昨年度に整備したLP、チラシ、動画等の各種情報発信ツールを有効に活用しつつ、進出可能性の高い企業を対象に、よりターゲットを絞り込んだ戦略的なプロモーションを実施する。

あわせて、沼田横塚産業団地の魅力及び立地上の優位性を的確に発信することにより、企業の認知向上および関心喚起を図るとともに、問い合わせや資料請求等の具体的な行動につなげ、将来的な立地検討へと結び付けていくことを目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

4 業務内容

業務は、情報接触施策、説明資材の制作、見込み企業との関係維持施策、進行管理など複数領域を一体的に進めるものとする。

(1) WEB広告

上記目的を達成するために効果的と判断されるWEB広告を実施すること。なお、広告期間、広告実施回数、セグメントの選定方法、ターゲットの絞り方等を提案内容に明確に提示することとし、広告実施中に適宜効果を測定し、効果が見られない場合には柔軟に実施方法を変更しながら実施すること。また、提出回数は相談の上、レポートを作成し提出すること。

(2) WEB広告実施のためのバナー広告デザイン作成

WEB広告に使用する静止画バナーを作成するものとする。

なお、誘致活動の進行に応じて、必要となる訴求内容や活用場面が変動することが予想されるため、バナーの種類やデザインパターン等については、提案者による企画提案を基本とする。

(3) 誘致活動に活用できる説明資材の制作

市が企業訪問や説明活動を行う際に活用できる説明資材を制作する。本資材は、相手企業の業種や関心事項に応じて内容を追加・削除できる柔軟な構成とし、産業団地および沼田市の特性や優位性を体系的かつ的確に伝達できる内容とする。また、紙媒体・デジタル資料の双方で利用可能な形式とする。

(4) 見込み企業との関係維持施策（ナーチャリング）の実施

問い合わせや資料請求などを通じて獲得した見込み企業との関係を継続し、関心度を高めるためのナーチャリング施策を実施する。本施策では、見込み企業の興味を維持・向上させるためのコンテンツを企画・制作し、必要に応じて取材や写真撮影、現地での素材取得を行う。複数回の発信に対応できる内容構成とし、市のWEBサイトやSNS、各種資料などにも二次利用できる品質を担保するものとする。

(5) その他

- ・ 全体的なスケジュールの策定
- ・ 定期的な打合せ
- ・ 各施策の進行管理
- ・ 成果の分析と改善提案
- ・ 誘致活動全体の効率化に資する助言

5 成果物

- (1) 誘致活動に活用できる説明資料
- (2) WEB広告の成果レポート
- (3) 上位閲覧企業等のデータリスト
- (4) 関係維持施策で制作したコンテンツ
- (5) 撮影素材
- (6) 業務報告書一式

6 提案書に記載すべき事項

- (1) 業務目的に対する課題整理および施策方針
- (2) WEB広告の企画案
- (3) 説明資料の構成案および活用方法
- (4) 見込み企業との関係維持施策の企画案
- (5) スケジュール案
- (6) 効果検証方法およびレポート例
- (7) 類似業務または関連業務の実績
- (8) 実施体制

7 納品

(1) 納期

契約期間内で発注者が指定する日とする。

(2) 納品場所

群馬県沼田市下之町888テラス沼田5階 経済部産業振興課企業誘致推進室

8 秘密の保持

受注者は、正当な理由がなく、本業務の実施において知り得た秘密を漏らし、及び他の目的に使用することがないよう必要な措置を講じなければならない。本業務の完了後においても同様とする。

9 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、本業務の実施において知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。本業務の完了後においても同様とする。

10 成果品の契約不適合

受注者は、本業務の完了後において受注者の契約不適合に起因する不良箇所が発見されたときは、訂正、補足その他の必要な作業を受注者の負担にて行い、その結果を発注者に報告し、改めて成果品を発注者に提出しなければならない。

11 留意事項

(1) 本業務で得られた全ての成果品は、発注者に帰属し、受注者は当該成果品を発注者の許可なく他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(2) 業務の一部を外部に委託する場合は、事前に市と協議の上許可を得ること。

(3) 本仕様書は、発注者が想定する最低限の業務の概要を示すものであり、受注者の提案内容を制限するものではない。

(4) 本仕様書に定めのない事項、変更の必要又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者の協議により定める。